

平成31年第3回筑紫野市農業委員会総会
議事録

平成31年3月7日 午後3時 5分
筑紫野市役所 506会議室

1 開会日時及び場所 平成31年3月7日 午後3時 5分
筑紫野市役所 (506会議室)

2 閉会日時 平成31年3月7日 午後3時52分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

井上ユキエ、野田勇男、藤井利春、熊野修治、市川一、砥綿和廣、
岡部隆充、平嶋光雄、高村勲、神崎光成、原野忠俊

農地利用最適化推進委員

渡辺忠、野美山義照、井上瞳、日永田美月、八尋一男、八尋雄二、
平山正美、柴田祥弘、岡島勝實、平山隆好

(2) 欠席者 (または出席を要しない農地利用最適化推進委員)

井上裕一

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 中村昭治

事務局農地担当係長 古田浩明

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主事 森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出について

議案第5号 農地法第3条の規定による農地の権利移動(設定)について

議案第6号 非農地証明願いについて

農政

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

○議長：こんにちは。ちょっと時間が早いようでございますけれども、議事に入りたいと思います。まず、きょう事務局長が議会の関係で出席しておりませんが、職員がおりますので始めさせてもらいます。

出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められました定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年第3回筑紫野市農業委員会定例会を開会いたします。

議事録署名人の指名を行います。署名委員を、5番委員の市川委員さん、それから10番の高村委員さん、よろしく願います。

本日の議事に従いまして、審議を進めてまいります。既にお手元に配付しております議事日程の順序に従いまして、本日の会議を進めてまいりたいと思います。

最初は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第10号、議案書のとおり、農地の転用届出が1件ございます。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明とさせていただきます。

1番、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、大分市□□、株式会社□□、代表取締役□□。届出地の表示、□□、田23平米、合計23平米。転用目的、自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造合金メッキ鋼板ぶき2階建。工事期間、施工済み。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成31年2月14日。

以上です。

○議長：今、報告がありました件について質疑等ございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、次に進めさせてもらいます。

次は議案に入ります。

議案第5号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

まず、1番について地区委員の説明をお願いいたします。それから順次2番、3番、4番と進めさせてもらいます。

まず、1番については、□□委員さん、説明をお願いいたします。

○委員：譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示は、□□ほか10筆でございます。地積は田の9,329.88平米、合計の9,329.88。申請理由は、相手方の要望で売買でございます。地図がその後のページに載っております。3枚目からです。

実は、この□□さんっていうのは以前にも出ておまして、□□不動産の息子さんです。御存じだと思います。一応、現在、お持ちの土地に合わせて、周囲も含めて農業でやっていくということとして、1カ所造成の関係で、宅地造成ではなくて田の改良ということでやられていますが、

まだまだ滞っている部分がございます。

いろいろありますが、実は、この地図見ていただきますと、縦に見ていただいて下側にJRの□□線が走っております。この右下から真ん中ほどに縦に入っているのが、新しくできましたトンネルをくぐる、□□から来てる分です。その下のほうが□□線の高架になっています。ちょうどそれから上を、皆さん御存じと思いますが、ずっといろいろ出てまいりまして、上のほうに三角地が2筆ありますよね。この上に、その横は現在擁壁にして資材置き場として別の方が買われております。その下の部分でございまして、これにつきましても手放されるということです。将来的なこと鑑みてということでしょうし、これから上で□□が持っているのは、このあいている部分なんです。あわせて擁壁を全部つきますという言い方をしておられます。どこまでするかはっきりとは私もわかりませんが、一応するとは言われていて、農業でやっていきますということを言っていておりますので、御本人さんも含めて承諾されて売られるという状況でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長：ありがとうございます。本件について、事務局から何か補足説明ございましたらお願いします。

○事務局：それでは譲受人の耕作状況について御説明させていただきます。

耕作面積につきましては、議案書のとおり1万4,087平米、そのうち野菜を600平米つくられるということで、残りはお米ということになっております。農機具につきましてはトラクター、コンバイン、田植え機、トラックを所有しております。労働力につきましては4人ということで、御本人と父、母、兄と妻になっております。5人ですね。済みません、合わせて5人になります。従事日数につきましては、御本人が50日程度、父が100日程度、母が50日程度、兄が50日程度、妻が50日程度に従事するというところでございます。

申請地につきましては、引き続き米をつくる予定でありまして、周囲に支障が生じることはないということでございます。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。1議案ごと進めてまいります。本件について質疑、あるいは御意見のある方は御発言願います。

○委員：この今泉さんというのは、□□やら次から次に田んぼをかうてから田んぼが増えていると思うんですけど、面積的にはこれだけですかね。前からの分と合わせたらまだあるでしょう。

○議長：わかりますか。

○事務局：こちらはですね、□□さんの父親の分も含めましたらもう少しあるかなと思います。今、記載してる分が、先ほど□□委員からも説明がありましたけれども、この図面の南側の斜線

がある方の南側のところが□□さんの息子さんである□□さんの名義で所有していて、農地改良をずっと続けているところでございます。そのあたり、父親が持つて分が1町ぐらいあります。これは□□とか□□とか□□とか圃場整備内にも持つています。

以上です。

○議長：よろしいですか。

○委員：□□さんはどんどん土地を買っておられますけど、田んぼを守るといふか、ちゃんと農業をやってらっしゃるんですか。

○委員：することはしてある。田植えもしてらっしゃるし、コンバインも持つてらっしゃる。

○委員：田んぼは一遍すればいいからいいけど。荒地にはなつてないですよ。

○委員：□□の□□のところは、花屋さんかな、に貸しているみたいですね。

○委員：どんどん大分前からずっと買つているので荒れているところがあるんじゃないかなと思つて聞いたんですけどね。

○議長：わかる範囲で説明してくれる。

○委員：対応中という話になつているんですけど、それが長すぎるというか。

○委員：□□のも荒れてないですか。

○委員：荒れています。一部、田んぼを1枚物に広げられているんですが、それがえらい時間がたつています。

○委員：工事をしているところは仕方ないけど。

○委員：だけど、ちょっと時間がかかり過ぎてる。今回の分をあわせて、擁壁つくつてきちんとしますとは言われています。

○委員：□□さんというの昔からの□□の不動産屋で、田んぼをちょこちょこ買つているんですよ。

○委員：今回ので、□□のこの地域は相当な面積になりますね。

○委員：□□さんもこの辺でしたよね。

○委員：そうですね。□□さんは産廃の社長に売買されましたね。

○委員：一つ飛び越えて南側のほうもちょっと荒れてますよね。イチョウを3本くらい植えて、あとは何にもしてないような感じがあります。

○委員：鉄道のあるところから北側といいますか、□□側は2人か3人しか残つてないよね、□□地区は。

○委員：私はこの下を借りてるんです、□□さんから。私ももうやめようと思つているんで、ひょつとしたらそこも……。ただ、ずっとつながるんですよ、上の造成地から下の銀杏の植えてあるところまでずっと。

○委員：そっちのほうも毎年きれいにしてるんですか。してないんですか。そしたらあんまりその……

○委員：造成もとまっていますもんね。

○委員：そこの部分が面積が小さかったりいろいろあるので、1枚物にする……、全部1枚じゃないですけど、今、扱ってらっしゃって、それが長引いてるのがちょっともったいない。

○委員：高低差があるからな。

○委員：やむなしって言ったら失礼だけど、本人同士で話していますから。

○議長：集約することについてはね、今、集約化ということで農業振興についてはやっていて、私もやっていますんで、将来的にこういうものが一括されて大きくなれば、農業の一つの方向性という現状はありますね。

○委員：もう何年も前から買っているからね。

○委員：この方は「買ってね」と頼まれて買ってるという感じですね。

○委員：多分そうだと思いますよ、不動産屋だから。どうもそうみたいです。前からそうみたいですね。

○委員：畦畔が大分高いですよ、今、造成してるところは。

○議長：将来的にはこういうことが起きてくるんじゃないかな。こういう形態が出てくるよ、筑紫野市の端のほうは。□□もそうだけど、あっちあたりはしきらんごとになってくる。

○委員：それを嫌だって言ったら、担当の人がたまらないでしょうけど。

○委員：理由を言われてもですね、今、造成中とかって言われたらどうしようもないところがあるからですね。

○議長：その点は法的にはどうしようもないですね。

では、今の御質問につきましては、買う方が集約しているよという状況報告というような形になろうかと思いますが、法律的には集約化の道をたどっていて、将来的にはその人が農業をするということで、現在はやれるだけのものがあって、抵触しない範囲で農業をやっていくということです。将来のことは予測つきませんので、それはその時点でまたちゃんと審議しながら対応していくしかないんじゃないかなと考えています。

ほかに何かこの件について、お尋ねしたい点はありますか。今のは質疑というよりむしろ状況の説明があったというふうに見解してください。

(なし)

ないようでございますので、1件ずつ採決をしてもらいたいと思います。

採決を行いたいと思います。

本案を、農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議の

ない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決まりました。

次に移らせてもらいます。

次は、2番について、また□□委員、よろしくをお願いいたします。

○委員：それでは続けます。譲受人、筑紫野市□□、□□。先ほどの件と同じ方でございます。譲渡人、筑紫野市□□、□□。場所につきましては、申請地の表示は、□□のほか4筆で、水田4,357平米でございます。合計の4,357平米。申請理由が相手方の要望で売買でございます。地図は、そのページから数えて、5枚目、6枚目に載っております。先ほどの土地と、それから自分がもっている分を含めて隣接した形になっております。実は□□さんにつきましては、□□区の□□という地域にお住まいですが、現在□□区のほうへ転居される予定で家を使われております。それも含めてちょっと奥さんの都合等もいろいろございまして、今回手放されることになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長：いいですか。事務局、何か説明することがありますか。

○事務局：譲受人の耕作条件につきましては、1番と同様になっております。同じ方なので、耕作条件は同様です。申請地につきましては引き続きこちらも米の作付を行う予定でありまして、周囲に影響はないということでございます。

以上でございます。

○議長：本件に対する質疑あるいは御意見等ございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、採決を行います。

本案を、農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、3番に参りたいと思います。3番は□□委員さん、お願いします。

○委員：3番、譲受人、筑紫野市□□、□□。耕作面積が8,356平米。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□ほか2筆、田852平米となっております。異動の内容は、相手方要望で売買となっております。

□□さんは、今ここにいらっしゃいます。農業一筋でがんばりますということで、今ハウスもでき上がって、米も無農薬の米をつくって、コンバイン、田植え機全部一式そろえて、農業男性として頑張っております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。事務局、何かあったらお願いします。

○事務局：それでは、譲受人の耕作状況について説明させていただきます。

耕作面積、8,356平米、そのうち7,666平米が米と大豆となっております。そのほかに、タマネギ、ニンジン、ホウレンソウなどをつくっているということでございます。農機具は、トラクター、田植え機、コンバイン、耕運機を所有しております。労働力については、御本人と奥さんの2人。農作業歴、従事日数につきましては、御本人が22年で、年間250日、奥さんが200日従事しているということでございます。申請地につきましては、引き続き野菜を作付する予定でありまして、周囲に支障が生じることはないということでございます。

以上でございます。

○議長：本件について、質疑あるいは御質問等ございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、採決を行います。

本案は、農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次は4番ですかね。□□委員さん、説明願います。

○委員：4番、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示は□□、田の178平米です。申請理由は、相手方要望で、契約内容は売買です。

11ページを見ていただきたいと思いますが、バイパスの横の昔の□□の旧道のほうなんです、この黒い部分の前に□□ってあって、その前です。買われる方が、ここの斜めの前の□□というところをお持ちで、これと一緒にしたいというような考えで今回買われるってことです。ただこの田は湿田で、少し上がちょっと高いものですから、将来的にはもうちょっと高くしたいということなんです。

以上です。

○議長：ありがとうございます。何か事務局。

○事務局：申請の理由につきましては、今、□□委員から説明があったとおりでございます。耕作利便、及び将来的には農地改良して一体として利用したいということでございます。譲渡人の耕作状況につきましては、耕作面積7,496平米、そのうち5,750平米でお米をつくっています。1,746平米が野菜、そのほかは保全管理ということになっております。農機具につきましては、トラクターを所有しておられます。労働力は2人で、御本人と奥さんということになっておりま

す。御本人は年間130日ほど従事しておる、奥さんは50日程度従事しているということでございます。申請地につきましては、引き続き野菜の作付を行う予定でありまして、周囲に支障が生じることはないということでございます。

以上です。

○議長：本件について、御質疑あるいは御質問等ございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、採決を行います。

本案を、農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に進めさせていただきます。

5番について、□□委員さん説明願います。

○委員：□□さんが白内障で入院していますので、かわりに説明します。

○議長：お願いします。

○委員：譲受人、筑紫野市□□、□□、譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地は□□、ほか13筆です。田が1万4,732平米、畑が551平米、合計1万5,283平米です。申請理由は生前贈与であります。譲受人が息子さんでございまして、□□さんはお父さんですけれども、年をとっているものですから、生前贈与をされるといってございまして。一応、□□農園という息子さんが大々的に野菜とかいろいろつくっているんですが、□□の1軒の専業農家でございまして。認定農業者でございまして。

図は、13ページから15ページにかけてですけど、□□の東側のほうの田んぼなんです。一帯がですね。それが3枚あるんですけど、この13カ所の田んぼを息子さんに贈与されるということです。

○議長：農業振興地域だったでしょう。

○委員：農振です。

○議長：事務局、何かないですか。

○事務局：申請理由につきましては、今、□□委員が説明されたとおりでございまして、譲受人の息子さんの□□さんは農場を専業でやっておられます。そういうところでございまして、耕作状況についても、親子でありますので、特に問題はないかと思っております。

以上でございます。

○議長：本件について御意見等ございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、採決を行います。

本案を、農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に移ります。6番です。6番は□□委員さん、御説明お願いいたします。

○委員：6番、譲受人、筑紫野市□□、□□、2,966平米の耕作です。譲渡人、小郡市□□、□□、ほか5名。申請地の表示、□□、ほか3筆。田2,300、畑486、合計2,786平米。異動の内容、相手方要望。契約内容、売買となっております。

□□さんは、2,966平米を借地にして、うちが借りております。お米と麦をつくっております。ちょっと上のほうに畑があって、そこの方の職業は□□さんです。従業員の野菜なんかをつくって健康のことを考えて働いています。□□さんという方は、相続で本家の財産をのっとして、6名で分けられたそうなんです。

17ページの地図をごらんください。4カ所黒い印がございますけれども、一番下のほうの黒い部分、ひよろ長い部分だけが欲しいということだったんです。相続でこの4カ所を6名の方が相続されてるから、全部を買ってくださいということでした。必要なのは1カ所だけなのに、全部買ってくださいということです。

それで、上のほうの□□、そこは認定農業者の□□さんという方が麦をまいていらっしゃいます。下のほうのひよろ長い部分はやっぱり相続によって手がつけられないということで、荒れておりました。きのう、巡回してみたところ、きれいにすいて作業ができる状態にしてありました。そういうことです。

○議長：いいですか。

○委員：それで、余分な分まで買わなくてはいけないということでしたので、お願いしたいという要望がありました。

○議長：そういう話になってるわけね。事務局から何かありますか。

○事務局：□□さんのほうの耕作状況につきましては、2,966平米、あと小郡市にも1,017平米、こちらは貸し付けをしております。所有はしておりますけれども貸し付けているところでございます。

農機具につきましては、トラクターを所有しているということでございます。労働力につきましては3人で、御本人と奥さんと娘さんです。ご本人が150日程度従事しているということでご

ざいます。先ほどお話がありましたとおり、□□の□□を経営しておりまして、従業員なんかも作業のお手伝いをするということでございます。申請地につきましては、野菜とか麦の作付を行う予定でありまして、周囲に支障が生じることはないということでございます。

以上です。

○議長：本案について、御質疑、御質問等ございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、採決を行います。

本案を、農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたします。

次に進めさせてもらいます。18ページ、非農地証明についてでございます。18ページをお願いいたします。

議案第6号、非農地証明願に関する件を議題といたします。

18ページですね。1番について地区担当員の説明をお願いいたします。1番は□□ですね。

記載のとおり、□□小学校から□□ほうへ向かう谷あいですが、記載してありますように、相当長い年月、植林という現況になっています。これをまた改めて農地とするのは甚だ難しいということでございまして、状況としては非農地証明はやむを得ないかなという判断をいたしております。

筑紫野市としましても、□□のほうはこういう地形がたくさんございますので、将来、調査の中で今回のようなケースが出てくるかと思えます。そういうことで御了承願いたいと思えます。

事務局からこれについて補足がございましたら説明願います。

○事務局：今、□□が説明されたとおりでございまして、3月1日に現地の確認に行ったんですが、周りは山林でありまして、一体化していて場所がわからず、車で出入りできないような状態でした。航空写真で確認したところ、確かに山林となっておりまして農地には戻らない状況であることを確認しております。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。

本件について、御質疑等ございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に進ませてもらいます。2番ですか。□□委員さん。御説明願います。

○委員：2番、申請人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、田1,346平米。申請内容、当該地は昭和47年より牛舎の建築のため、現況は宅地となっているということでございます。

位置図は21ページ、字図は22ページになりますが、21ページの地図をちょっと見ていただきますと、縦で見ますと右側でございます路線は□□に通じる道路となっております。黒塗りがありますけれども、その左下は□□になります。それで、この黒塗りのところが今回申請をされている場所でございますが、この土地には以前、肥育牛をお父さんのほうがされていまして。最初は違う場所ですしておりまして、その場所を移転しなければいけなくなり、田んぼだったこの場所に昭和47年に軽量鉄骨で牛舎を建てています。現在、現地を見ると老朽した牛舎が今日も残っておりますけれども、地目変更をしないまま至っています。そこで、今回これを非農地である証明、つまり宅地であるという証明の申請が出ているところでございます。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

事務局、何か補足説明あったら、現状等も含めてお願いいたします。

○事務局：今、□□委員が説明されたとおりでございます。そのほかにも牛舎が1棟と作業場が1棟ありまして、こちらのほうはきちんと農地転用の許可を取ってあるんですけれども、この分だけが転用の許可を取らないまま現在に至っているということで老朽化した牛舎が残っています。3月1日に会長、副会長、事務局で確認をしております。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。

本案について、御質疑等ございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次の3番は私か。3番は私になってますので説明いたします。

1番と同じような状況でございまして、既に現況を調査いたしましたところ、記載のとおり山林となっております。昭和40年ですから、もう30年、40年近くになっていて、杉等も大きくなっておりますけど、それを御案内のとおり非農地証明ということで提出されている次第でございます。

私のほうからは以上です。事務局から何か説明がございましたらお願いいたします。

○事務局：申請人は今、熊本市に居住しておりますけれども、昭和63年に申請地を相続しております。市外であって申請地を管理できないということで、□□に居住している弟さんのほうに贈与をしようという計画を立てたんですが、現地が山林化しておりますので、非農地証明によって山林に地目変更して贈与をしたいという申請が上がっております。

3月1日に、会長、副会長、事務局で確認をしております、確かに山林化していて農地には戻せない状況になっております。

以上でございます。

○委員：23ページでしょう。

○事務局：場所は、そうです23ページです。

○議長：本件について、御質疑あるいは御質問等ございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に進めさせていただきます。

農政議案に入りたいと思います。農政議案第5号でございます。

農政議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といたします。農政担当者の説明を求めます。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

所有権移転を受ける者、□□。住所、筑紫野市□□。所有権移転をする者、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。住所、福岡市中央区天神4丁目10番12号。所在地、□□、□□。登記地目、田。現況地目、田。台帳面積、2筆合計で3,440平米あります。

農振区分につきましては、農用地となっております。法律関係、売買。利用目的、水田。所有権移転の時期、対価の支払時期、引渡しの時期につきましては、いずれも平成31年3月25日となって

ます。以上、合計2筆の1件でございます。

本件につきましては、本年の1月に御審議いただいた件でございます。推進機構があっせんを行った結果、□□氏との売買の話が調いましたので、今回お伺いをするものでございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長：本件について、御質疑等ございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、お諮りいたします。

本件は、農地経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することに決まりました。

次に進めさせてもらいます。次のページに進めます。

農政議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定に関する件を議題といたします。農政担当者の説明をお願いいたします。

○農政担当：読み上げて説明させていただきます。

貸付者氏名、□□。貸付者住所、太宰府市□□。借受人氏名、□□。住所、朝倉郡筑前町□□。所在地、□□。地目、田。面積、628平米。利用権の種類、賃借権。利用権の内容、野菜。期間につきましては、平成31年3月11日から平成34年11月10日の3年、賃借料につきましては2万円となっております。

以下につきましては、お時間の都合上割愛させていただきます。お読み取りください。

合計につきましては新規の9筆、計で3件となっております。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○議長：あと下についてはさっきの説明があつたとおりでございます。

本件に対する、質疑等ございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、お諮りいたします。

本件は、農地経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり可決することに決しました。

以上で、議案、既に予定しておりました議事は終了いたします。

一旦ここ農業委員会定例会を一回閉めたいと思います。

定例会の議事は全て終了いたしました。以上をもちまして、平成31年第3回筑紫野市農業委員会定例会を閉会といたします。どうもお疲れでございました。